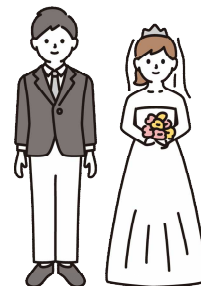


新婚世帯を対象に

# 住宅取得費用 ・ リフォーム費用 ・ 引越費用

を補助します

最大 **30** 万円



## 抽選

※申込者多数の場合

## エントリーシート

によりお申し込みください

※募集期間内に募集件数に達しない場合は、随時受付へ移行します。

## 募集期間

令和4年 **6** 月 **1** 日（水）～ 令和4年 **7** 月 **29** 日（金）

※随時受付へ移行する場合の受付期間は先着順で令和5年2月28日までとなります。  
詳細は7月中旬に市ホームページでお知らせします。

## 募集件数

**10** 件 程度 ※予算の範囲内で補助金を交付するため、募集件数は変動します。

## 1 申込方法

- 「令和4年度岡崎市結婚新生活支援補助金エントリーシート」に必要事項を記入し、窓口持参、郵送またはFAXにより下記の申込先までお申し込みください。
- 窓口持参によりお申し込みする場合は、平日の8時30分から17時15分まで受付可能です。
- 郵送によりお申し込みする場合は、令和4年7月29日（金）必着となります。
- 申込者多数の場合は、抽選となります。抽選結果は、市ホームページへ掲載及び申込者全員へ送付します。
- 募集期間内に予算額に達しなかった場合は、申込者に申請者決定通知書を送付します。

## 申込先 ・ 問合せ先

岡崎市 都市基盤部 住宅計画課 居住支援係 （西庁舎地下1階）  
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
TEL：0564-23-6880 FAX：0564-23-6208

## 2 補助対象費用

### 住宅取得費用

婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要する費用  
※建物の購入費に限ります

### リフォーム費用

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要する費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用  
※倉庫、車庫及び外構に係る工事費用や家電の購入・設置に係る費用を除きます

### 引越費用

婚姻を機に引越しをする際に要する費用  
※引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限ります

上記の費用は、夫婦のいずれかが契約の名義人となり、令和4年4月1日から令和5年2月28日の間に支払われた費用又は支払う予定の費用に限ります。また、婚姻日より前に取得した住宅又は実施したリフォームに係る契約は、婚姻日から起算して1年以内に契約が締結されたものに限ります。

### 3 補助額

補助対象費用を合算した額とし、1世帯あたり 30万円 を限度とします。

### 4 補助対象者

次の要件のすべてに該当する夫婦が属する世帯とします。

- ① 令和4年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ② 夫婦ともに申請日において新居となる住宅の住所に住民票があること
- ③ 新居の住所が岡崎市立地適正化計画（平成31年3月）に定める居住誘導区域内であること
- ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ⑤ 夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること
- ⑥ 夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ⑦ 夫婦ともに暴力団員等ではないこと
- ⑧ 夫婦ともに過去に地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
- ⑨ 申請日より2年以上継続して市内に住み続ける意思があること

### 5 補助金交付までの必要な書類等

#### ① エントリーシート

令和4年6月1日（水） ～ 令和4年7月29日（金）

#### ② 【抽選の場合は当選者のみ】 交付申請書類一式（要綱第6条）

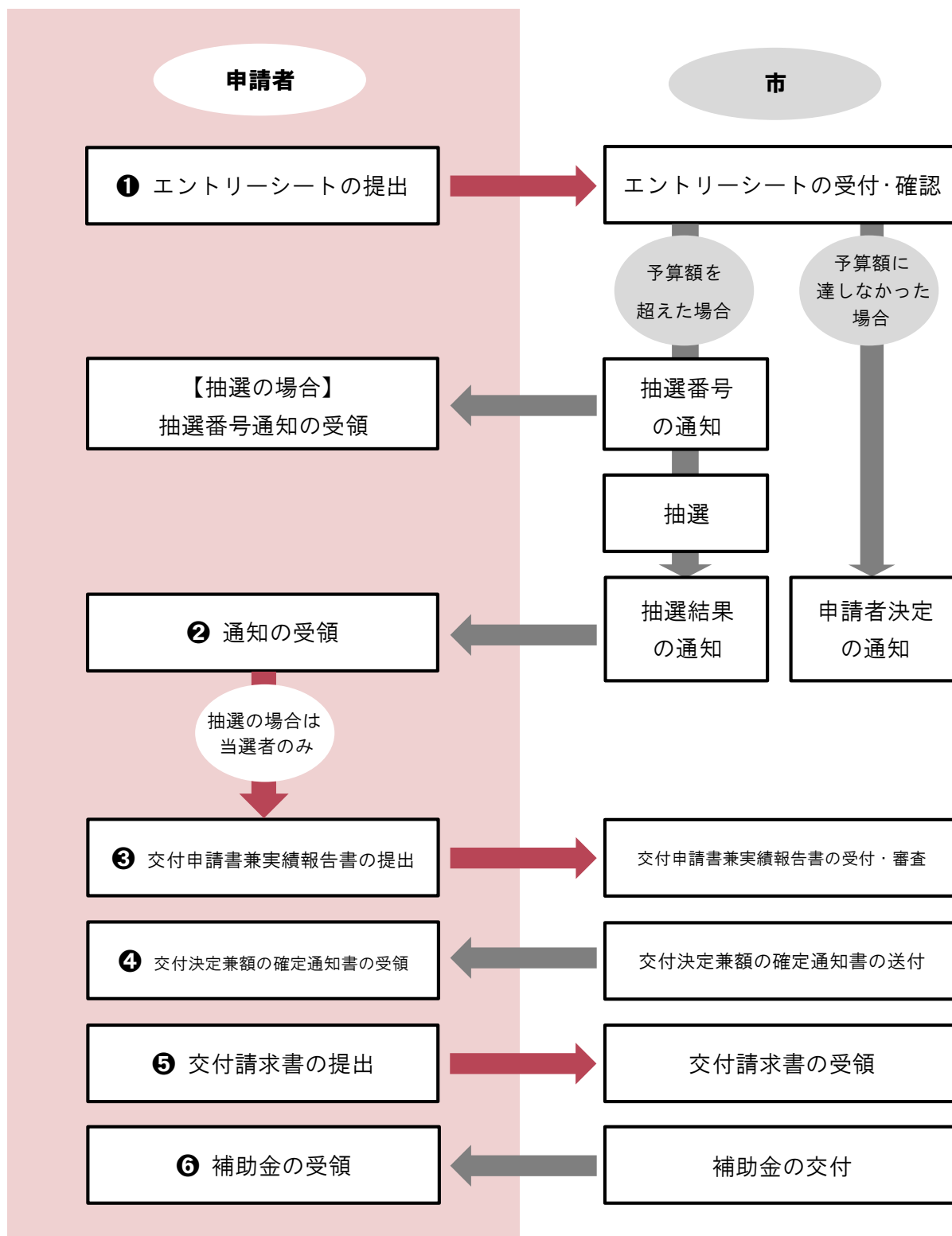
①	岡崎市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
③	住民票
④	所得証明書（令和4年度分）
⑤	市税納税（完納）証明書
⑥	誓約書（様式第2号）
⑦	（申請日において無職の場合）離職票又は退職証明書の写し
⑧	（貸与型奨学金の支払いを行っている場合）返済額が確認できる書類
⑨	（住宅取得の場合）売買契約書又は工事請負契約書の写し及び支払日が確認できる書類
⑩	（リフォームの場合）工事請負契約書又は請書の写し及び支払日が確認できる書類
⑪	（引越しの場合）領収書の写し
⑫	その他市長が必要と認める書類

※ 申込内容と申請書類が乖離する場合、補助金交付対象者としての決定を取り消すことがあります。

#### ③ 【抽選の場合は当選者のみ】 交付請求（要綱第8条）

交付決定通知を受けた日から30日以内

## 6 手続きの流れ



**本補助事業と連携した住宅ローン金利引下げ制度を実施しています！**

### 【フラット35】地域連携型 とは

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

ご利用には申請手続きが必要です。(本補助金の交付申請前に申請手続きを行うことが可能です。)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。